

令和3年5月23日

事件名:損害賠償請求事件

広島地方裁判所三次支部 御 中

原告 高 野 邦 夫

被告 国

証 拠 説 明 書 (1)

1. 甲号証写し各1通

①甲第1号証	広島地方検察庁三次支部へ持参提出した告訴状
②甲第2号証	広島地方裁判所三次支部平成30年(ワ)第19号の判決書
③甲第3号証	広島高等裁判所平成31年(ネ)第54号の判決書

2. 簡略説明

①甲第1号証は、原告が広島地方検察庁三次支部へ持参提出した告訴状です。日付が偽造(意味の挿げ替え)された事実を立証する。

②甲第2号証は、①により齋藤敦裁判官が欺罔・困惑させられた事実を立証する。

③甲第3号証は、①により金村敏彦(裁判長)・絹川泰毅・近藤義浩の3名の裁判官が欺罔・困惑させられた事実を立証する。

3. 以上の詳細な説明は、必要があれば準備書面等で陳述する予定です。

以上原告 高 野 邦 夫